

島根県脳卒中等情報システム事業謝金支払い要領

第1 目的

島根県脳卒中等情報システム事業実施要綱(以下「実施要綱」という)第7の規定に基づき、連絡票の送付に係る謝金の支払いについて定めることを目的とする。

第2 謝金の支払い対象

島根県は、実施要綱第4により送付があった連絡票のうち、発症情報連絡票を提出した場合について、謝金を支払うものとする。

退院情報連絡票については、診療情報提供料(A)を算定することとし、謝金の支払い対象としない。

第3 謝金の支払い額

第2に規定する謝金は、1件につき500円とする。

第4 謝金の支払い方法

(1) 支払い事務

支払い事務は、医療機関及び老人保健施設等(以下「医療機関等」という)から当該連絡票の送付を受けた保健所が行うものとする。

(2) 支払い期日

保健所は、4月1日から6月30日までに送付を受けた連絡票について7月末日までに、7月1日から9月30日までに送付を受けた連絡票について10月末日までに、10月1日から12月31日までに送付を受けた連絡票について1月末日までに、1月1日から3月31日までに送付を受けた連絡票について4月末日までに支払うものとする。

(3) 支払い手続き

保健所は、医療機関からの連絡票の提出に基づき、脳卒中患者連絡票提出状況一覧表(様式10号)を作成し、四半期毎にこれをまとめ、謝金を支払うものとする。

なお、当該年度の一覧表の写しを島根県健康福祉部健康推進課へ翌年度の4月末日までに提出するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

脳卒中患者連絡票届出状況一覧表

_____保健所

(年 月 ~ 年 月分)

医療機関等名	連絡票 受付日	情報提供件数	謝金支払 対象件数	謝金支払額(円)	備考
合計	機関				